

鹿児島大学教育学部寺山自然教育研究施設使用規則

平成 29 年 5 月 26 日

教規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学教育学部寺山自然教育研究施設管理運営規則（平成 16 年教規則第 3 号。以下「運営規則」という。）第 10 条の規定に基づき、鹿児島大学教育学部寺山自然教育研究施設（以下「施設」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第 2 条 施設は、鹿児島大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生並びに教育学部附属学校の児童、生徒及び園児（以下「職員等」という。）が、運営規則第 2 条に規定する目的に沿って使用するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができるものとする。

- (1) 施設の目的にかなった学外者を対象とした研修、開放事業等に使用させる場合
- (2) その他運営規則第 5 条第 1 号に規定する施設長（以下「施設長」という。）が特に必要と認めた場合

(使用期間)

第 3 条 施設を使用できる期間は、次に掲げる期間を除く期間とする。ただし、施設長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- (4) 国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 16 年規則第 57 号）第 31 条第 17 号に規定する夏季及び冬季休業期間

(使用手続)

第 4 条 施設を使用しようとする者は、原則として使用開始日の 10 日前までに、施設使用願（別記様式第 1 号。以下「使用願」という。）を施設長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第 5 条 施設長は、前条に規定する使用願の提出があったときは、使用目的等が適当と認められるものについて、必要な場合は条件を付して、施設使用許可書（別記様式第 2 号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

- 2 施設を使用する本学以外の使用者で、30 日を超えて使用する場合は、国立大学法人鹿児島大学不動産貸付要項（平成 21 年学長裁定。以下「貸付要項」という。）第 5 条第 1 項の規定を準用し、不動産使用賃貸借契約書を取り交わすことにより、使用許可書に代えるものとする。
- 3 第 1 項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用期間等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに施設長に申し出なければならない。

(施設使用料)

第 6 条 本学の職員等が運営規則第 2 条に規定する目的に沿って使用する場合は、施設使用料を免除する。

- 2 前項以外の使用者は、別表に定める施設使用料を、本学が指定する方法により前納しなければならない。

- 3 既納の施設使用料の返還については、貸付要項第8条第2項の規定を準用する。
- 4 第2条に係る一切の経費は、使用者の負担とする。ただし、施設長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用者の心得)

第7条 使用者は、使用場所、使用方法等について施設職員の指示に従わなければならない。

- 2 使用者は、火災予防及び事故防止に努めなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 施設長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (2) 使用者がこの規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他施設長が必要と認めたとき。

- 2 前項の取消し、又は中止により使用者の受けた損害については、施設長は一切その責を負わない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は重大な過失により、施設の設備及びその他の農機具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第10条 施設の使用に関する事務は、教育学部会計係において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年5月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表(第6条関係)

(施設使用料)

面積	使用期間		
	3か月以内	3か月超6か月以内	6か月超1年以内
10㎡当たり	100円	200円	400円

(算定する額は100円未満切上げとする)